

■ゆうちょICキャッシュカードSuica利用特約（東日本旅客鉄道株式会社）

第1条（目的）

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、「ゆうちょICキャッシュカードSuica規定」（以下「ゆうちょSuica規定」といいます。）に基づき、当社及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）により発行される「ゆうちょICキャッシュカード Suica」（以下「本カード」といいます。）に搭載するSuicaに関するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条（適用範囲）

- 1 本特約は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）及び東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）に関する特約であり、これらの規則の定めと異なる条項については、本特約を優先して適用することとします。
- 2 本カードのSuicaとしての取扱いについては、ICカード取扱規則における記名Suicaとして取扱います。
- 3 本カードにチャージしたSFを利用した加盟店での商品購入等の取扱いについては、SFを電子マネー取扱規則におけるSuica電子マネーとして取扱うものとします。
- 4 本カードのSuicaに関するサービスの利用に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則及び電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第3条（用語の定義）

- 1 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) 「Suicaに関する機能」とは、当社が本カードについてICカード取扱規則並びに電子マネー取扱規則に基づき提供する機能及びその他当社が本カードを媒体として提供する機能をいいます。
 - (2) 「利用者」とは、ゆうちょSuica規定及び本特約に定めるところにより、本カードの発行を受けた方をいいます。
 - (3) 「SF」とは、当社が相当の対価を得て、Suicaに記録した金銭的価値をいい、ある時点におけるSFの残高を「SF残額」といいます。
 - (4) 「取扱駅」とは、当社又は当社が指定する発行事業者における本カードを取扱う駅及びバス営業所をいいます。
 - (5) 「Suica利用停止通知書」とは、取扱駅で利用者の申し出に基づき本カードに登録されたSuicaの使用停止措置を行う場合に、当社が別途定める内容において出力される帳票をいいます。
 - (6) 「チャージ」とは、当社の定める方法でSuicaにSFを積み増しすることをいいます。

す。

- 2 この特約に定めのない用語の定義については、ICカード取扱規則及び電子マネー取扱規則の定めるところによるものとします。

第4条（発行）

- 1 ICカード取扱規則第7条の規定にかかわらず、ゆうちょSuica規定第3条、第4条、第6条又は第7条に定める届書の提出を受け、当社がSuicaに関する機能の、ゆうちょ銀行がゆうちょSuica規定に基づきキャッシュカード機能の利用を認めた場合に、ゆうちょ銀行所定の方法により利用者に本カードを発行するものとします。
- 2 本カードについては、あらかじめSFをチャージせずに発行するものとします。

第5条（所有権）

ICカード取扱規則第5条の規定にかかわらず、本カードの所有権はゆうちょ銀行と当社との共有に属し、利用者に貸与します。

第6条（デポジット）

ICカード取扱規則第6条の規定にかかわらず、当社は本カードについてはデポジットを収受しないものとし、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは本カードに適用されないものとします。

第7条（制限事項）

- 1 ICカード取扱規則第26条の規定にかかわらず、利用者は、本カードでSuica定期乗車券を購入、利用することができません。
- 2 ICカード取扱規則第27条の2の規定にかかわらず、本カードにSuica企画乗車券は発売できません。
- 3 本カードの券面表示事項が不明となったときは、本カードを再発行するものとします。その場合の取扱いはゆうちょSuica規定第7条の定めにより行われるものとし、利用者は、本特約第9条の定めによる手続を行うものとします。

第8条（SFの払いもどし）

- 1 ICカード取扱規則第15条の定めにかかわらず、ゆうちょSuica規定第8条に定める本カードの利用の廃止等により、利用者が本カードをゆうちょ銀行に返却した場合には、利用者は、当社所定の書面を当社へ送付することによりSF残額の払いもどしの請求をすることができます。当社はかかる請求を受けた場合、当社所定の方法により払いもどしをするものとし、本カード1枚につき手数料としてICカード取扱規則第15条に定める金額（残額が当該手数料に満たない場合はその額）を収受します。
- 2 前項で定めた当社所定の書面を利用者が当社に送付する場合に要する費用等については、利用者がこれを負担するものとします。
- 3 ゆうちょ銀行への本カードの返却後は、Suicaに関する機能（SF残額がある場合を含む。）は失効し、当社は第1項に定める払いもどしを除き、本カードに関しいかな

る責任も負わないこととします。

- 4 利用者は、本カードを紛失し又は盗難に遭った場合で、第9条に従った再発行の手続を行う前にゆうちょSuica規定に定める本カードの利用を廃止した場合には、当社が特に認めた場合に限り第1項の取扱いによりSF残額の払いもどしの請求をすることができます。

第9条（再発行）

- 1 本カードが盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとしてゆうちょSuica規定によりゆうちょ銀行が認めた事由（以下「紛失・障害等」といいます。）に該当した場合、又は氏名変更等の届出があった場合は、当社は、ICカード取扱規則第16条第1項（ただし、Suica特別車両券に関する定めは適用となります。）、第2項及び第4項、又は第17条の規定にかかわらず、ゆうちょSuica規定及び次の各号により本カードの再交付（以下「再発行」といいます。）を行うこととします。ただし、紛失・障害等に該当した本カードが第11条に該当する場合は、当該再発行は行いません。
 - (1) 利用者は、ゆうちょSuica規定の定めによりゆうちょ銀行へ申し出、併せて取扱駅へ申し出るものとします。
 - (2) 利用者は、取扱駅に申し出る際、別に定める「ICカード用再発行・払いもどし申込書」（以下「ICカード用再発行・払いもどし申込書」といいます。）を提出し、併せて当社が指定した公的証明書を提示するものとします。これにより取扱駅は、Suicaの使用停止措置を行い、利用者に「Suica利用停止通知書」を交付します。
 - (3) 利用者が第1号の定めにかかわらず、取扱駅に申し出ずゆうちょ銀行にのみ申し出した場合には、当社は、第2号にかかわらずゆうちょ銀行より当該利用者の再発行の申し出を受けた情報を受領した時点で当該本カードのSuicaに関する機能に対する第1号の再発行の申し出があったものとみなしてSuicaの使用停止措置を行うものとします。なお、この使用停止措置に伴って利用者に生じる不利益、損害等について当社は責任を負わないものとします。
 - (4) 当社は、紛失・障害等に該当した本カードの使用停止措置時点におけるSuicaに関する機能にかかわる情報に基づき本カードの再発行処理を行い、ゆうちょ銀行所定の方法により本カードを利用者に交付します。
- 2 当社が別途認めた場合は、本条の定めるところによらず再発行を行うことがあります。

第10条（Suicaに関する機能の失効）

- 1 ゆうちょSuica規定第8条に定める本カードの利用の廃止、又はゆうちょSuica規定の定めにより本カードがゆうちょ銀行へ返却された場合に、本カードのSuicaに関する機能は失効し、以降当該Suicaに関する機能もご利用になることはできません。
- 2 前項によるSuicaに関する機能の失効に際し、利用者は、Suicaに関する機能及びICカード取扱規則においてSuicaの取扱いを認める当社以外の交通事業者が提供するサービスにかかわる一切の手続を当該失効前に行うことを要します。なお、利用者は、

当該取扱いを行わなかった場合には、第8条に規定する場合を除き、当社に対し払いもどしその他なんらの請求も行うことはできません。

第11条（本カードが無効となる場合）

当社は、次の各号に該当する場合、Suicaを無効とします。また、その場合、当社は本カードを無効としたうえ、回収することがあります。なお、当社はかかる取扱いに関連して生じる利用者の不利益について一切の責任を負わないものとします。

- (1) ICカード取扱規則第43条又は第46条に該当した場合
- (2) 利用者のSuicaの利用が、本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合

第12条（当社の免責事項）

- 1 本カードを紛失し又は盗難に遭った場合等で、本カードのSuicaに関する機能の使用停止措置が完了するまでの間に他人による当該カードの使用等（払いもどしを含みます。）があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。
- 2 ICカード取扱規則又は電子マネー取扱規則に定めるところにしたがってSuicaの利用が制限又は停止される場合等、本カードのSuicaに関する機能が使用できないことにより利用者に生じる不利益、損害について、当社はその責めを負いません。

第13条（特約の変更）

当社は、事前に利用者に通知することなく本特約を変更できるものとします。当該変更は当社が定める方法により、利用者にその旨を公告します。本特約変更後において利用者が本カードのSuicaに関する機能を利用した場合、当該利用者は変更内容に同意したものとします。

以上